

## 台風等非常変災時における緊急対応について（土山中学校）

台風等による非常変災時の取り扱いにつきましては下記のようにいたします。

\*令和6年5月に全校配布したものです。

記

### 1. 暴風警報における措置（県下一斉に臨時休業）

- (1) 午前7時において滋賀県甲賀地域下に「特別警報」または「暴風警報」が発令されている場合
- ① 臨時休業 「暴風警報・特別警報が発令と同時に、臨時休業となります。」
    - ・原則として、学校からの連絡はいたしません。
    - ・暴風以外の、大雨・洪水・大雪等の警報の場合は、ただちに県下一斉臨時休業とはなりませんのでご注意ください。
  - ② 授業時間の繰り上げ
    - ・登校後にあつて暴風警報が発令された場合、授業時間を繰り上げて下校させることがあります。
    - ・状況に応じて、土中安心安全メールにて保護者の皆様に生徒のお迎えをお願いする場合があります。

### 2. 避難勧告等発令時の措置（土山中学校区で臨時休業）

- (1) 午前7時において土山中学校区内で警報レベル4（避難指示）が発令中の場合は、臨時休業となります。

### 3. その他の警報等における措置（学校独自で決定）

- (1) 生徒の安全確保が危ぶまれるために、本校独自で「臨時休業とする」、「授業開始時刻を遅らせる」、「授業時間を繰り上げる」などの措置をとる場合があります。
- ① 暴風警報等が必至と判断される場合
  - ② 暴風以外の、大雨・洪水・大雪等の警報の場合
- (2) 本校独自で上記の措置をとる場合は、土中安心安全メールにて連絡させていただきます。

### 4. Jアラートによる速報時の措置（自宅待機）

- (1) 午前7時までに県内に「屋内避難の呼びかけ」があった場合は、自宅待機となります。
- (2) 自宅待機解除等の連絡は、土中安心安全メールにて連絡させていただきます。

### 5. お願い

- (1) 臨時休業等についての学校・関係機関への電話による問い合わせは原則としてご遠慮ください。
- (2) 通学路等、危険個所が発生したり、事故に遭ったりした場合は、速やかにご連絡ください。
- (3) 大地震等の変災時にも、緊急の対応を要しますのでよろしくお願いいたします。